

「令和8年は、交通ルールが大きく変わります」

1 自転車の交通違反にも「青切符」制度が導入されます

自転車で交通違反をした場合、これまでは、重大なものでなければ警察官による指導警告が行われていました。

しかし、**令和8年4月1日**からは、車の違反と同じように青切符が交付され、反則金の納付を求められる交通反則通告制度（いわゆる「青切符」制度）が始まります。

① なぜ、自転車にも青切符なの？

自転車に関連する交通事故の発生件数が増えていることや、自転車の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも違反があることなどが挙げられます。

② 子どもにも青切符？

対象となるのは、16歳以上の方です。

③ どんな違反をすると青切符？

交通事故につながる危険な運転をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合などの、悪質・危険な行為が青切符の対象となります。

単に歩道を通行しているといった違反などについては、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。

④ 青切符をもらってしまったら、どうすればいいの？

決められた期日内に反則金を納めれば、手続きは終了します。



反則行為と反則金の一例

 携帯電話使用（ながら運転） 12,000円	 信号無視 6,000円	 傘差し運転 5,000円
 2台以上横並び走行 3,000円	 2人乗り 3,000円	 詳しくはこちらから ご確認ください （警察庁HP）

自転車安全利用五則

自転車安全利用五則は、自転車の交通ルールのうち、特に重要なものをまとめたものです。事故や違反のないよう、ご家族のみなさんで確認し合ってみてください。

年末年始には飲酒の機会が増えますが、自転車の飲酒運転でも逮捕されたり、運転免許停止処分が科された事例があります。自転車も車の仲間、飲酒運転は絶対にやめましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行。
歩道は歩行者優先(一部例外*あり)
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※ 標識で歩道通行が認められている場合や、自転車の運転者が高齢者や児童・幼児等である場合、交通の状況に照らし合わせて、安全のためにやむを得ない場合。

乗り方の悪い例



乗り方の良い例



2 生活道路の最高速度が時速30キロメートルに引き下げられます

令和8年9月1日から、生活道路における車の最高速度が、現在の時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。

最高速度引き下げの対象となる生活道路は次のとおりです

- ・ 中央線や車両通行帯がない一般道
- ・ 中央分離帯などにより、自動車の通行が往復の方向別に分離されていない一般道 など

※ただし、対象の道路であっても、標識などにより最高速度が指定されている場合、その速度が最高速度となります。

詳しくはこちらから
ご確認ください



警察庁資料



速度規制について



判断のポイント

- ① まずは速度規制の標識などがあるか確認。標識などがあれば、それに従う。
- ② 標識などがいない場合、今回の引き下げ対象に該当する道路かどうか確認。
該当すれば最高速度は30キロメートル、該当しなければ60キロメートル。



決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

▶問い合わせ先＝地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129